

福島県学校生活協同組合 グループ保険2020 制度概要

近年の社会的背景を踏まえて大きく変わりました

2021年1月から「グループ保険制度」が「グループ保険2020」へリニューアルしました!

1 これまでのグループ保険

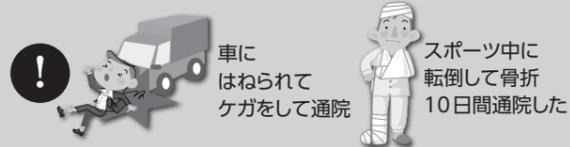
これまでのグループ保険は万一(死亡・高度障害)への備え

現在、独身の方やお若い年代の方は保障の必要性を感じにくい面もあった

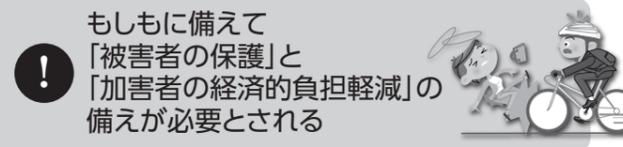


2 近年の社会的背景

気をつけて生活している中で突然のケガや事故に見舞われ通院が必要となる



全国の自治体で自転車保険の義務化が広がっている



3 これからのグループ保険

これまでの死亡・高度障害に加え

ケガによる通院や賠償責任の補償が可能となります!

※身の回りに存在する身近なリスクにも対応



制度内容一覧

以下の方はグループ保険制度に現行の保障内容のまま継続となります。
●既加入者専用コースで更新された方 ●グループ保険2020(損保部分)を付加されない方

※2022年1月からのご案内制度です。

制度名	保障の主な内容	加入要件	加入対象者	退職後の取扱いについて (継続最高年齢)		配当金*
				生保部分	損保部分	
グループ保険2020	●死亡・高度障害の場合、死亡・高度障害保険金を(一時金または年金として)お支払いします。(生保部分) ●急激かつ偶然な外来の事故によるケガにより通院をした場合、保険金をお支払いします。(損保部分) ●日常生活における賠償事故等のリスクについても補償します。(損保部分)	単独加入可能	本人 配偶者 子ども	80歳	81歳	○
新医療サポート制度	●病気やケガで入院した場合、給付金をお支払いします。 ●入院を伴わない手術や放射線治療を受けた場合、給付金をお支払いします。 ●先進医療による療養を受けた場合、給付金をお支払いします。	グループ保険2020(生保部分)へのご加入が条件	本人 配偶者 子ども	69歳	70歳	×
医療保障保険制度	●病気やケガで継続して2日以上入院した場合、入院給付金を1日目からお支払いします。	グループ保険2020(生保部分)へのご加入が条件	本人 配偶者 子ども	69歳	70歳	○
重病克服支援制度	●特定疾病(悪性新生物(がん)・急性心筋梗塞・脳卒中)の治療費として保険金をお支払いします。 ●死亡・高度障害の場合、死亡・高度障害保険金をお支払いします。 ●特約を付加した場合、7大疾病(悪性新生物(がん)・急性心筋梗塞・脳卒中・重度の糖尿病・重度の高血圧性疾患(高血圧性網膜症)・慢性腎不全・肝硬変)および悪性新生物(がん)・上皮内新生物の治療費として保険金をお支払いします。	グループ保険2020(生保部分)へのご加入が条件	本人 配偶者	69歳	70歳	×
総合医療保険制度	●病気やケガで継続して2日以上入院した場合、入院給付金を1日目からお支払いします。(生命保険部分) ●三大疾病(がん・上皮内がん、急性心筋梗塞、脳卒中)による入院の場合、お支払日数の限度はありません。(生命保険部分) ●所定の手術や集中治療室管理を受けた場合も、それぞれ給付金をお支払いします。(生命保険部分) ●三大疾病による手術、所定の生活習慣病、女性疾病による入院・手術の場合、生命保険部分に上乗せして保険金をお支払いします。(損害保険部分) ●所定の要介護状態に該当した場合、保険金をお支払いします。(損害保険部分)	グループ保険2020(生保部分)へのご加入が条件	本人 配偶者 親	69歳	70歳	×
リビングリスク総合補償制度	●急激かつ偶然な外来の事故によるケガにより死亡・後遺障害となった場合や入院・手術・通院をした場合、保険金をお支払いします。 ●日常生活における賠償事故等のリスクについても補償します。	グループ保険2020(生保部分)へのご加入が条件	本人 配偶者 子ども	69歳	70歳	×
給付継続コース	●死亡・高度障害の場合、死亡・高度障害保険金をお支払いします。 ●保険年齢70歳までの保障が準備できます。	グループ保険2020(生保部分)へのご加入が条件	本人 配偶者	69歳	70歳	×
療養収入補償制度・長期療養収入補償制度	既加入者専用コースのため新規加入できません。		本人	取扱いなし		×

*グループ保険2020(生保部分)、医療保障保険制度は1年ごとに収支計算を行い、剰余金が生じた場合は配当金としてお支払いする仕組みとなっています。但し、グループ保険2020(損保部分)、新医療サポート制度、重病克服支援制度、総合医療保険制度、リビングリスク総合補償制度、給付継続コース、療養収入補償制度及び長期療養収入補償制度については配当金はありません。
●上記グループ保険2020は生保部分と損保部分をセットしたものです。生保部分と損保部分ではお支払いの対象となる給付事由や支払保険金の算出方法、給付割合等が異なります。それぞれの保障内容、保険料等の詳細はパンフレットをご参照ください。
●上記総合医療保険制度は無配当医療保険と医療保険をセットしたものです。無配当医療保険と医療保険ではお支払いの対象となる給付事由や支払保険金の算出方法、給付割合等が異なります。それぞれの保障内容、保険料等の詳細はパンフレットをご参照ください。
●当ホームページに掲載している内容は2021年度の制度内容(2022年1月1日時点)のものです。ご加入に際しては最新のパンフレットを必ずご参照願います。
●新医療サポート制度の対象となる先進医療については、パンフレットの「給付金に関するご注意」をご確認ください。 ●特定疾病保険金と死亡・高度障害保険金は重複して支払われません。

●グループ保険2020、新医療サポート制度、医療保障保険制度、重病克服支援制度、総合医療保険制度の保険期間満了日は、ご加入者(被保険者)が更新日時時点で加入資格を満たす直後の更新日の前日までです。
●給付継続コースの保険期間満了日は、ご加入者(被保険者)が保険期間中に満期年齢(保険年齢)をむかえられた直後の更新日の前日までです。更新日時時点で満期年齢(保険年齢)に達している場合は継続加入できませんのでご注意ください。
●グループ保険2020(損保部分)、リビングリスク総合補償制度の記載年齢は2022年1月1日現在の満年齢です。
●グループ保険2020(生保部分)、新医療サポート制度、医療保障保険制度、重病克服支援制度、総合医療保険制度、給付継続コースについては保険年齢です。保険年齢は満年齢を基に、1年未満の端数について6ヵ月以下は切り捨て、6ヵ月超は切り上げた年齢をいいます。(例)保険年齢40歳=2022年1月1日現在満39歳6ヵ月を超え満40歳6ヵ月まで。更新時に該当する年齢区分が変わる場合、保険料は前年度と変わります。